

令和7年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和7年9月17日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 6 年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について（一般会計決算審査特別委員会報告）
- 日程第 2 認定第 7 号 令和 6 年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（企業会計決算審査特別委員会報告）
- 日程第 3 認定第 8 号 令和 6 年度松田町寄簡易水道事業会計決算の認定について（企業会計決算審査特別委員会報告）
- 日程第 4 認定第 9 号 令和 6 年度松田町下水道事業会計決算の認定について（企業会計決算審査特別委員会報告）
- 日程第 5 請願第 1 号 新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 6 認定第 2 号 令和 6 年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 3 号 令和 6 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 4 号 令和 6 年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 5 号 令和 6 年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 6 号 令和 6 年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 報告第 8 号 令和 6 年度松田町上水道事業会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第 12 報告第 9 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 13 報告第 10 号 有限会社みやまの里の経営状況について
- 追加日程第 1 発議第 2 号 松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
- 日程第 14 総務文教常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 15 各種委員会委員等の諸般報告
- 追加日程第 2 議長の辞職について
- 追加日程第 3 議長の選挙について

- 追加日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 16 常任委員会委員の選任について
- 日程第 17 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 18 各種委員会委員等の選出について
- 追加日程第 5 同意第 3 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 6 委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 19 議員派遣について

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。

松田町議会定例会本会議 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき大変御苦労さまです。

なお、クールビズ期間中であります。適宜上着の着脱をして結構です。

朝日新聞社様より、写真撮影、録音、パソコンの使用の申出があり、許可をいたしておりますので御承知おきください。

会議に先立ち皆様に御確認をお願いいたします。お手元に書類を配付しておりますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1、認定第 1 号「令和 6 年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について（一般会計決算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本件については一般会計決算審査特別委員会の審査報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、令和 6 年度松田町一般会計決算審査特別委員会報告を行います。

令和7年9月11日。松田町議会議長、平野由里子殿。一般会計決算審査特別委員会委員長、寺嶋正。

報告書。

本委員会は、9月11日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和7年第3回定例会において付託された認定第1号「令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果、採決の結果、賛成全員で認定すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款を単位として、適切な執行がなされたかを中心に審査を行いました。

なお、次のことについて留意されたい。

1、生涯学習センター使用料及び旧寄中学校の財産貸付収入の一部は、収入未済となっているため、相手方と十分に調整し、確実に収納されるよう努められたい。

2、ふるさと納税返礼品として地場産品が活用できるよう、地域と協働し開発を進められたい。

3、AIオンデマンドバスは、実証実験終了後も運行が継続できるよう調査研究を進められたい。

以上であります。

なお、私のほか委員がおりますので、補足発言をお許してください。

これで報告を終わります。

議 長 一般会計決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

8 番 田 代 初めに、特別委員会の皆さん、十分な御審議、御苦勞様でした。報告書を提出された中で2点ほど質問がありますので、よろしくお願ひします。

まず1点目です。審査の内容の留意事項ということで特記事項が示されています。その中で「生涯学習センター使用料及び旧寄中学校の財産貸付収入の一

部は収入未済となっているため、相手方と十分に調整し、確実に収納するよう努められたい」という内容が記されています。この件についてどのような質疑応答、審議がされたのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

次に2点目です。決算書のページで申し上げますと149ページになります。この中の西平畑公園管理費71万1,431円、それとその下のハーブガーデン管理費664万5,038円、両方で730万円少々だと思います。この管理費について、まず1点目が、施設が非常に老朽化しているということで補修費が結構決算で出されています。修繕料45万5,000円、ふるさと鉄道車両修繕24万3,000円、ハーブガーデン修繕料5万8,000円、ハーブガーデン園路補修工事462万円、それとハーブ館3階給湯器交換工事37万4,000円ということで出ています。もう開園してから30年以上たつ施設ですので非常に老朽化が進んでいると、そういう中で今後の補修についてある程度質疑応答されたのかと。

あともう一点が、私はこれを一般質問で少しやり取りした記憶があるんですけども、指定管理者、なかなか大変な管理をされているんですけども今0円でやっています。これについて委託料をある程度、公園部分の草刈辺りは見てやったほうがいいのかなという思いで一般質問でやり取りいたしました。この委託料の支払い、これは今ゼロなんですけども、これについてどうなっているのか。全部で3点について回答をお願いいたします。

一般会計決算審査特別委員長

1点目の教育使用料と財産貸付収入の一部の収入未済については、委員のほうから発言をさせていただきます。

1 番 北 村

御質問、ありがとうございます。

まず、生涯学習センターの使用料についての審査内容ですけども、委員会では発生の経緯と回収の見込みと再発防止策について審査いたしました。こちらについてはですね、中身としては11月から1月まで持込企画で開催されたサーカスの公演、延べ31日間、38公演での使用料とのこと。経緯としてはですね、サーカス主催団体より興行を開催しながらの入場料で使用料を支払いたいという申出があって、センターの活用策として町としても協力したんですけども、来場者数が芳しくなく最終的には未済となったとのこと。請求・

督促についてはですね、今、メールや電話、配達記録等で行っているが反応は残念ながらなしと。今後は現地臨場や訴訟も含めて検討していくとのことです。

なおですね、長期間の利用であったにもかかわらず前払いや保証金を設定しなかったことはちょっとリスク管理としては不十分ではないかと指摘して、今後、同様な事案があった際は対応方法を検討すべきと要望いたしました。

続きまして、旧寄中学校の貸付収入の件ですけれども、状況について質疑いたしました。こちらについては、施設を事業者に貸し付けましたが、町の改修工事が物価高騰の影響で遅れており事業開始ができず貸付料が未済となっているとのことです。具体的にはですね、賃料は4期分割の契約で1・2期分150万円は入金済みですけれども、3・4期分約488万円が未収入です。ただ、これは工事が完了次第、支払っていただけるとの約束を取り付けているとのことです。

なおですね、工事は設計見直し中ですが、工事の設計は10月中旬には完了し年度内完成を厳守するとの説明でした。委員会では工期の遅れが繰り返されることは事業者との信頼関係を損ねると指摘し、明確なスケジュール管理と進捗の定期報告を求めました。

以上です。

議 長 2点目、3点目をお願いします。

一般会計決算審査特別委員長 2点目の西平畑公園内の施設の老朽化ということで、補修については特段質疑はしておりません。

それから、3点目の西平畑公園内の指定管理者の管理なんですけれども、それと指定管理者の委託料の支払いの件についても、特段に質疑は出ていませんので議論はしておりません。

以上です。

1 番 北 村 補足なんですけれども、指定管理者の収支の状況についてはお聞きしてきました。指定管理者の決算のタイミングによってですけれども、向こうでは多分7月から6月というところで区切っていると思うんですが、そのときの現時

点での収支としてはプラス100万円の黒字というようなことでお伺いしております。委託料が云々というお話はしていませんけれども、現時点で継続いただける、この今の状況で継続いただけるとのこととお話をいただいて、ただ、田代議員も御指摘されましたけれども、施設が老朽化しておりますので、町としても初期費用というか施設改修については協力していく、予算額という話はしていませんけれども諸所のところで協力していくということでお話を伺いました。

以上です。

8 番 田 代 丁寧な御回答、ありがとうございます。

1点目の収入未済の関係なんですけれども、これについてサーカスの件ですか、本当に興行は難しいなと感じました。その後の方針についてももしっかり議論していただきましたので、これでよい質疑応答ではなかったかと感じています。

一方の寄中学、これについては改修工事の遅れ、町側にも若干原因があったというふうな、物価高騰はあったんですけれども、相手の立場からすると再度協議しながらうまくこれから進めて、いい方向に持って行っていただきたいと思います。

2点目の西平畑公園、これについては産業厚生常任委員会である程度継続しながら公園の管理状況を見てきました。その中で、やはり単年度ではできないのである程度長期の修繕計画、そういったものをつくってやってほしいと、そういったことを担当課にも伝えてあります。

そのような中で、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、委員長のほうでこの老朽化施設のやり取りはなかったというようなお話だったんですけれども、たしか係長が答えたような記憶が私うっすらあるんですけれども、やはり修繕というのは町単でやると限度があります。そういった中で補助金とか助成金とか、そういう外から持ってくるお金を使って補修していきたいというふうに聞いた記憶があります。これについてはもう一度お答えください。

それと、あと指定管理委託ですね、これについては先ほど北村議員から回

答があったとおり、そういうふうなことで現時点では考えていないというふうな結論だったかなと思います。この辺については、松田町の西平畑公園は宝物ですから、これから議員の皆さんと協議しながらいい方向に持っていけたらよいなということで発言させていただきました。

では、最後の1点、お願いいたします。

一般会計決算審査特別委員長

西平畑公園の管理状況とかそういうことでは、深い質疑、大きな質疑は出ておりません。ただ、西平畑公園の指定管理の件で言えば、この公園の中にあります子どもの館とか自然館への入場者がどれくらいあるのかということはお知らせいただきました。子どもの館については年間で2万7,953人、いやいや、そういう回答がありましたということをお知らせを、自然館については年間で9,076人の利用者があったという回答であります。

最後に、指定管理委託については現時点で考えていないということでありませう。

以上です。

8 番 田 代

私が今、寺嶋委員長にお尋ねしたのが、施設が老朽化しているから、このことについてどういう考えなんだろうというやり取りの中でそれは議論しなかったというお話ですけども、私もちょっと傍聴してメモだけなんですけども、全部書き取っていないんですけども、補助金等を利用して随時修繕していきたいと答えたような記憶があるんで、その件についてもう少し詳しくお伺いしたかったわけですよ。ところが、もうそれはやっていないと言われたんで、ちょっとかみ合っていないので、明確な回答をお願いいたします。

一般会計決算審査特別委員長

回答ですけども、これは副委員長と一応決算の中身でこういうのが出たとかということで確認しまして、それで西平畑公園内の施設の補修等については質疑とか議論はされていないというふうに確認をしました。

以上です。

8 番 田 代

では、ちょっと平行線なんで、これ以上やっても仕方ないんで終わりにします。それ以外の関係は、詳細な回答、ありがとうございました。

終わります。

4 番 中 津 川 ちょっと補足なんですけども、委員長の。すみません。補足説明ですけども、施設の老朽化の件というのは深く話はしていないんですけども、一応、のり面の草刈り、除草等については年2回、引き続き実施しているというようなお話をさせていただきました。

以上です。

議 長 いいですか。

それでは、田代議員の質問はこれで終わりにいたします。

ほかに質疑はございますか。

9 番 井 上 この委員会報告についてちょっと1点だけお伺いをしたいと思います。審査の内容の(3)AIオンデマンドバスでこういうふう書いてあるんですけども、もう少し具体的にどのような質疑がなされたのかということと、ここに書いてありますように、実証実験終了後も運行が継続できるように調査・研究をということなんですけれども、質疑された内容でどういうふうな方向性を持って運行が継続できるようになるのか。あと、今AIオンデマンドバスを主催されている会社の収支等については質疑なされたのか。よろしくお願いをいたします。

一般会計決算審査特別委員長 まず、質疑ということで、年間の収支等とか利用者について一応質疑されています。その中で年間の収支が6年度決算ではマイナスの3,500万円ということとであります。

それから、利用者については、月間なんですけども1,783人が利用しています。それで、これを1日で見ますと1日1台で20人がおおよそしています。ですから、3台から4台ということになりますと、これに台数を掛けますと大体そういうのが出ます。

それで、今、年間をやりましたけど今度は月間の経費の関係で言いますと、月間経費が約550万円支出しております。これに対して収入が1割強の58万円の収入になっておりますので、約10分の1しか収入がないというようなことであります。今後のことについては、実証実験が3年間で終わりますから令和8年、来年の9月までということなんですけど、これから実証実験終了後も運行が

できるように継続するには、今の人数、利用者をやっぱり5倍から10倍近く、相当増やさないと収支がゼロといいますか、今後、継続して利用できるような状況ではないということです。それで、じゃあ今後どういうふうなことで継続運行できるのかというふうに担当に一応伺ったところ、現状の中では運行料金、これを値上げするのか、あるいは現行の運行時間を大幅に削減して経費を削減して今後継続運行できるようなことを考えないといけないと、そういうようなことでありました。

以上です。

9 番 井 上 丁寧な回答、ありがとうございました。今、回答にあったところで、今後、運行が継続できるかどうかというところをやはり議会としても注視しなければいけない点だと思います。

そんな中で、最後に、今後のAIオンデマンドバスの運営について運行時間の短縮あるいは料金値上げという説明をいただきましたが、質疑の中で、じゃあどの程度、あと利用者増ということですがけれども、じゃあ実際に今後運営を継続するには料金値上げの倍率、幾らぐらいまで値上げすればいいのか、また利用者増の目標をどの程度とればいいのか、そういった質疑をされておりましたらそれらについて、今後の運営ができる現実的な方向性について再度お伺いをいたします。

一般会計決算審査特別委員長 今後の実証実験以降の運行ということでは、今の単純な指標の中ではなかなか今後継続するにはということでは判断し難いので、今後、担当というか、そういうことではここに書いてありますようにしっかり調査研究をしないと今後どうするんだということでははっきりした方向性を示すということではいただけませんでした。

以上です。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかに質疑はございますか。質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し採決を行います。認定第1号「令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、委員会の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり認定されました。

議 長 日程第2「令和6年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第3「令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算の認定について」、日程第4「令和6年度松田町下水道事業会計決算の認定について」、企業会計決算審査特別委員会報告を一括議題といたします。

本件については企業会計決算審査特別委員会の審査報告を求めます。

企業会計決算審査特別委員長 松田町議会議長、平野由里子殿。企業会計決算審査特別委員会委員長、南雲まさ子。

企業会計決算審査特別委員会報告書。

本委員会は、9月16日に委員11名中全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第3回議会定例会において付託された「認定第7号令和6年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定」から「認定第9号令和6年度松田町下水道事業会計決算の認定」までの3企業会計について、審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

記。

1、審査の結果。認定第7号「令和6年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定」、賛成全員により可決及び認定すべきもの。認定第8号「令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算の認定」、賛成全員により認定すべきもの。認定第9号「令和6年度松田町下水道事業会計決算の認定」、賛成全員

により認定すべきもの。

2、審査の内容。副町長、環境上下水道課長及び担当職員出席のもと、説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。寄簡易水道事業会計及び下水道事業会計は、営業運転資金に充てるため、他会計からの借入金で補填しているが、赤字経営のため、2企業会計の経営については、審議会へ諮問し、今後の水道使用料及び下水道使用料のあり方等について町民や議会へ定期的に報告されたい。

以上です。

議 長 企業会計決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。採決は1個ずつ行います。

認定第7号「令和6年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、利益の処分の議決と決算の認定について採決を2回行います。

初めに、利益の処分について、委員会の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

次に、決算の認定について、委員会報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号「令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算の認定について

て」は、委員会報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号「令和6年度松田町下水道事業会計決算の認定について」は、委員会報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり認定されました。

議 長 日程第5、請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」の産業厚生常任委員会報告を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。

令和7年9月12日。松田町議会議長、平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長、古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、9月9日、12日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和7年第3回議会定例会において付託された「請願第1号 新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果、採決の結果、賛成多数で趣旨了承とすべきものと決定しました。

2、審査の内容。請願提出者を参考人として招致し、請願の趣旨、詳細について慎重に審査をしました。また、まちづくり課長及び担当職員出席のもと、新松田駅北口地区市街地再開発事業についてのパブリックコメントや進捗状況など質疑を行いました。審査の結果、請願の内容に全面的に賛成はできないが、その基本的な考え方や意図を理解した上で、趣旨了承とすべきと判断しました。

私のほかにも委員がおられますので、発言をお許しく下さいというふうに思

います。よろしく願いいたします。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。

1 番 北 村 審査のほう、ありがとうございました。また、報告もありがとうございました。

趣旨了承ってあまり出てこない文言で、私もちょっと調べたんですけども、全面的に賛成することはできないものの、その根底にある考え方や基本的な方針については理解や共感を示せる場合に使用されると、私の調べたのはこのような形で理解しました。ということは、全面的に賛成することはできないけれども、理解や共感されたところがあるというようなところで多分これを選ばれたんじゃないかなと思うんですけど、具体的にどの部分について理解や共感を得られるというようなところで審査されたのか、そこら辺をお聞きしたいです。よろしく願いいたします。

産業厚生常任委員長 まず、今、北村議員のほうからお話がありました、全面的に賛成できないものということがあります。請願書を見ていただきたいと思いますが、白紙撤回をするというところです。これについては、全面白紙撤回にしたら今までの経過が何もなくなってしまいますので、その辺は了承できないということです。

それとあと、この請願にも書いてありますけども、今までの経過の中から町の説明だとかそういうものが理解できていない部分があるということ、まだ段階を追って説明をしなければいけないところなんですけど、全部もうこれで説明ができちゃったというふうに考えられている方がいられるということも話を聞いておりますので、その辺も趣旨了承という形で、全面的には賛成できないということでございます。

以上です。

8 番 田 代 私は副委員長を務めましたので、委員長と一緒に意見書をまとめたんで、もう少し私なりの観点から先ほどの北村議員の質問にお答えいたします。

まず、委員会で議論になったのは、委員長もお話ししましたけれども、一旦白紙に戻す、タイトルで言うと「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現

計画を一旦白紙に戻し」、これが大きな論点でした。これについては請願人2名、参考人として出席していただいて確認しました。大きいつくりで新松田駅北口地区市街地再開発事業、これは松田町が事業主体になって行う駅前広場、それと自由通路、もう一方のマンション建設、商業ビルの建設は地面、土地とか建物に皆さん権利者がおられます。そういった方が今準備組合をつくって進めています。どういうふうにやっていこうかと。まとめれば、組合を法人化して組合が施工主体になります。ですから、考え方はまるっきり違うんですね。

その中で請願人に確認したところ、駅前広場、これについてやはり混雑しているから白紙撤回なんていう意味はない、自由通路についても安全に新松田駅、JR松田駅ですか、その通路を造るために必要だということで意見が出されました。委員のほうからも、これまで松田町は新松田駅前の基本計画、そういったものをつくって順番に進めてきたわけです。その中で駅広と自由通路は白紙撤回ではないというふうな確認ができました。したがって、地権者が行う組合法人として進める構造になるであろうマンション、商業施設ビル、これについては不明瞭な点もあるんで白紙に戻していただきたいと、そのような参考人招致の結果をいただきました。これによって地権者の意見もある程度は分かるということで、その部分の趣旨は分かったということで趣旨了承といたしました。

以上です。

議長 1番、いかがですか。

1番北村 ごめんなさい。いろんなことを御丁寧にありがとうございます。

いろんな趣旨の情報をいただいて、共感点だけに区切ると、どこが共感点だったのか、もう少し明確にお答えいただけるとありがたいです。お願いします。

産業厚生常任委員長 共感点、私はちょっと整理できていないんですけども、白紙撤回は先ほど話しましたけども、新松田駅広と、あともう1つの自由通路ですか、この辺は賛成、入っていないというような御意見をいただきましたので、その辺で私は共

感というふうに考えております。

8 番 田 代 今、共感点というお話でしたけれども、それについては請願が出された内容についてどの部分が共感されたかと、そういうことですね。

先ほども説明しましたけれども、趣旨了承には全面的には賛成できない、その根本的な考え方や意図には理解を示される場合に用いる言葉だというふうに我々委員は理解しております。その中で請願が出された中で、町のほうでもいろいろ地権者に説明はされています。一番ポイントになったのは、まだ今現在は計画の絵なんですよ。全部、意思が決定すると具体的に金額が出てくるそうです。それが今現在ではなされていない。これについては担当課からも参考人として確認しました。請願人の方は、そういったことで町からそういうことが示されないと、自分たちはすごい不安だということでこれは考え直していただけないかということでした。基本的にはまちづくり課に確認したんですけれども、準備組合を経て賛同を得られた場合に組合として法人になって事業がスタートする。事業がスタートしてから示すのではないと、その手前の準備組合の段階でしっかりと説明していくと、そのような回答がありました。

したがって、今の請願人と、町でも準備組合をある程度後押しするために町がコンサルを雇用して再開発のあれを固めています。法人になってしまうともうしっかり組合が独立してやっていくんですけれども、それまでの中間のつなぎ役として、町としてもこういった問題点については一つ一つをクリアした段階でしっかり金額的に等価交換して、幾らの資産が、このくらいのビルの面積をもらえるよと、そういう時期が近い時期に示されるんですよ。だからそういったことも理解しました。請願人の御意見ももっともだと、その辺について共感して趣旨了承と、このように回答させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

3 番 吉 田 委員会審議においては、8月28日の松田町都市計画審議会の第2回会議においてパブコメ等についていろいろ扱われて審議がされたようですけれども、産

業厚生常任委員会ではその会議について審議について参考とされましたかどうか。

以上です。

産業厚生常任委員長 今の質問にお答えしたいと思います。パブリックコメントの内容、まちづくり課長、出席いただいておりますので、大分件数が多かったということで、全部が全部じゃないんですが資料を頂きまして検討しております。

以上です。

8 番 田 代 今度、今、吉田議員から質問がありました8月28日の都市計画審議会、これで議論したパブコメ、この内容について私ども産業厚生常任委員会でどのように取り扱ったかと、そういう質問でよろしいですか。反映した、そういう考えでよろしいですか。

議 長 では、3番、確認で。

3 番 吉 田 若干違いまして、その審議委員会で、都計審のほうでどのような委員の中から意見があったか、こういうことについて参考として協議が行われたかということ。

8 番 田 代 先ほども申し上げましたように、私、都計審の委員です。しかしながら、この本会議場、または産業厚生で都市計画審議会の内容を私がお話しすることはできないということで、その内容については事務局のほうから説明をしていただきました。8月28日の都計審で出された資料をもう少しコンパクトにまとめたもの、パブリックコメントの意見の概要、全部で352件来られた内容を分類して丁寧に説明していただきました。そのパブコメの結果をある程度この計画に生かしたもの、またはパブコメに該当しないんだけども参考意見として賜ったもの、そういったものを都市計画審議会でやった説明とパブコメの説明と大体同じものを産業厚生委員会で示していただいて我々委員は理解したと、このように行いました。

以上です。

議 長 よろしいですか。

3 番 吉 田 はい、結構です。

議 長 ほかに質疑はございますか。

11番 飯 田 私もですね、18年間議員をやっていますが、趣旨了承なる文言が松田町議会から出てきたことは初めてです。そして、多分その前もなかったことだと思います。ということで、私は趣旨了承という意味を最初お尋ねしようかと思ったんですが、前者の話から大体分かりました、どういう意味かね。それで、私自身も調べましたところ、請願の内容について、願意は十分に理解できるが、諸事情から当分の間は願意を実現することが不可能である場合等に、その請願の趣旨のみ取り上げる議会の意思決定のことを言うと、こういうふうな言葉なんですね。ということはどういうことかと言いますと、実現不可能だけど趣旨だけは分かりましたよと、簡単に言うところのことなんですよ。

それで、私、この報告書を読んで思ったんですが、この趣旨了承という言葉、今、町民のみんながどれだけ理解できるか。例えば趣旨というのはどういうことを訴えているかと、了承というのは分かりましたということですよ、一般の町民はそういうふうにとられると思うんです。例えば趣旨不了承だったら、趣旨は分かったんだけど了承に打消しがついているからこれは取り上げられなかったのかなと、そういうふうな意味で分かると思うんですが、この趣旨了承という言葉について本当に町民をはじめ読んだ人が理解できるか、この報告書の中に趣旨了承ということはこういうことですよと読んだ人が理解できるような文言が含まれているかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

8番 田 代 まず初めに、用語の定義について説明させていただきます。基本的にはこういった請願が出た場合に採択するか不採択なんです。それで、非常に私どもも悩みました。採択だとやはりちょっと違うんですよ。先ほど説明したように、白紙撤回、白紙撤回は全て白紙撤回ではなくて、再開発ビルマンションのほうなんだというふうなことでお話がありました。そうすると、あの文章ですと全て白紙撤回、ですからこれは採択するわけにはいかないだろうと。ただ、よくよく事情聞いてみますと、駅広、それと自由通路、それは除くんだよと、そのようなことになりましたので、ではそういったことで地権者の意見、考えはその部分は分かったよと、そういったことで趣旨了承にしました。

今のお話、採択か不採択、これで決めるんですけども、ナーバスな問題に対しては、採択にはちょっと厳しい、そうした場合に趣旨採択、趣旨了承、この二つの選択がありました。飯田議員のほうからも御自分で調べられた御意見、趣旨了承についてお話がありましたけれども、私どもも神奈川県町村議長会、そちらのほうにこの内容についてどうかということで照会を入れています。議会としてはこうなんだというお知らせをしたら、それでしたらそれはよろしいのではないかと、判断の一つとして、判断の一つですね、手法として間違っていないかと、このような回答をいただきました。

最後に、町民への説明、議会としてどういうふうにやっていくんだと。まず初めには議会広報があります。この辺については脚注をつけて丁寧に説明する。それと場合によっては、ここで9月は役職改選で広報広聴委員会が変わります。そのときに広報広聴委員の皆様が賛同すれば、原案としてこういったことを議会広報報告会の議題として上げてもいいのかなと個人的には思っています。それについてはまた今後のことですので皆さんと話し合っ、飯田議員がちょっと心配しているような、町民の人は分かっていないんじゃないかということについては、議会広報、ないし、できれば議会報告会に取り上げて説明していきたいと、このように私は、後半は個人の考えです、前半については議員として、産業厚生委員としての考えです。

以上です。

11番 飯田 この趣旨了承という言葉は、確かに議会用語というふうな意味で採用してるところもあるようです、議会によってはね。ところが、松田の場合には初めてということで町民の理解が、これは議会がする理解と町民がする理解と丸つきし180度違うんですよね。だから、この報告書の中でこの了承という意味を分かるような段落があるのかということをお聞きしました。いつまでやってもこれは平行線だと思いますので、次に行きますけど。

今、副委員長のほうから採択か不採択が非常に悩んだというふうな御意見が出ました。それで、平成25年12月4日、議長は菅谷さんのときでしたね、全員協議会で申合せ事項の中で請願書の取扱いに関する事というふうなことを議

員で取り決めたんですね。それで、その中の話でいくと、採決か不採決か趣旨採択、この三つしかないよというふうなこのときの内容です。

あと、選ぶときには一部採択とする方法があるということなんですが。じゃあ何かというと、審査のポイントで願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、町村の権限、議会の権限事項に属するかと、この三つについて審査をしてもらいたいというふうな意味合いだと思っんですね。それで、結論としてはじゃあどういふふうな結論を持っていくかということ、願意が妥当性を欠き、実現の可能性のないものは不採択とするほかないと、こういうことをはっきり言っているんですね。ということは、請願が出されて趣旨は分かるけど、だけど実現性はないよねといったものはもうこれは不採択にするしかない、そういうふうなことが書いてあるんですね、はっきり。そういうことに対して、今回どのような委員会の進め方をなされたか分かんないんですが、この全員協議会で申し合わせた事項、これを皆さん分かってやってらしたのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

産業厚生常任委員長 今そういう話は初めて、私は2期目で初めて聞きました。失礼しました。

8 番 田 代 飯田議員のお話、今、平成25年ですよ、私も当時、議会事務局には携わっておりましたが、はっきり言って記憶はありません。そのときの時点では、当時参加した議員で採択、不採択、趣旨採択、これでやっていこうねと合意ができたわけです。御存じのように議会は4年ごとに変わります。4年ごとに申合せ、そういったものを皆さんで確認しながらやっていくべきものだと思います。このことを知っていた、知らないよりも、この縛りがどこまであるのかというのが一つ、私は疑問に思います。

これとは別に、先ほど私がお話ししましたように、採択、不採択、これが二つのうちどちらかに決めると。今回は非常にナーバスな問題があったんで不採択にするには難しい、そうすると本当にこの趣旨了承も調べました、勉強しました、これが正しいのかどうか。趣旨採択と趣旨了承、これについて、結構、正副委員長ともやり取りして考えた結果、こういう手法もあるということで委員の皆様にお諮りしてこのような結論になったと、以上が私の回答です。

1 1 番 飯 田 委員会の中で、じゃあこの請願に対してこのように動けると思った委員、それと、いや、これは請願でこういうのを受け付けてもちょっと実現の可能性はないよねと、長い将来で見たら実現性の可能性あるかもしれないけど、例えばここ直近でじゃあこれが覆るようなことがあるかと言えば、委員の人、誰一人としても、今どんどん進んでいる中でそういうことを考えられないと思うんですよね。ということは、この趣旨了承というのはちょっとまやかしみたいな、そういうふうな、委員の気持ちを何か付度したような、請願者に対してね、そういうふうな。

議 長 そうですね。ちょっと疑問形にさせていただきますか。討論はまた別に聞きますので。

1 1 番 飯 田 だから、そういうことで分かりました。その請願、これは私の考えとしては。

議 長 じゃあ質疑じゃなくて、討論のとき、またよろしいですか。
質疑はもうございませんか。

1 1 番 飯 田 質疑は終わります。

議 長 ほかに質疑のある方。質疑じゃなくて。

8 番 田 代 これについては、委員長を除く5名がいいとしていました。4人の賛同を得てこの結論に達しました。

以上です。

議 長 ほかに質疑はございますか。
質疑なしとして討論に入ってよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

では、質疑を打ち切って討論に入ります。

まず反対からです。

1 1 番 飯 田 私は、令和7年第3回議会定例会において付託された請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」に対する委員会報告に反対の立場から討論を行います。

平成25年12月4日の全員協議会において、請願書の取扱いに関することについて申合せが行われました。内容は、請願の審査において評決は賛成、採決か、反対、不採択かを決する、場合によっては趣旨採択とする方法もあるというものです。その中で、願意が妥当性を欠き実現の可能性のないもの、あるいは町村行政なり議会の権限に属しない事項に係るものは不採択とするほかはないと決められています。今回の請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」の委員会報告は趣旨了承となっていますが、議会用語でいう趣旨了承とは、願意は十分に理解できるが、願意を実現することは不可能である場合にその請願の趣旨のみ取り上げる議会の意思決定のことを言うこととあります。願意を実現することは不可能という結論を出しながら、なぜ平成25年12月4日の全員協議会において、請願書の取扱いに関することについて、申し合わせたとおり、実現性のないものは不採択にするほかないと決められています。また、趣旨了承といった町民にとってなじまない用語を使い、報告書の中でその意味を説明されていません。議会基本条例にあります「開かれた議会を目指す松田町議会」にとって、議会の方向性に反するのではないのでしょうか。

以上の理由から、この報告書に対する反対討論といたします。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、賛成討論の方はいらっしゃいますか。

4 番 中 津 川 それでは、賛成討論をさせていただきます。

請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映した計画の再検討を求める請願」について、趣旨了承に賛成する立場から討論をさせていただきます。

本請願は、新松田駅北口地区市街地再開発事業について、町民から事業の必要性や進め方に対する不安の声が寄せられていることや、高層マンション建設ありきの計画について、本当に必要なのか、規模が大き過ぎるなどの懸念があることから、計画を一旦白紙に戻し再検討を強く求めるというものでございます。

9月12日に、請願提出者様から意見聴取をさせていただき白紙に戻すことについて確認をさせていただきました。白紙については、ディベロッパーを入れたマンション計画はやめてほしい、大きな商業施設も不要であるという旨でございました。

この再開発事業は平成31年に策定された基本構想・基本計画を基に計画がされていますが、住宅施設については町なかの活力を創造する都市居住の場として住居機能の導入を目指すとされています。また、商業施設については、町民の利便性と買物環境の向上として基本計画に位置づけられています。このようなことから、新松田駅北口地区市街地再開発事業に居住機能や商業施設の導入は不可欠なものです。マンション計画、商業施設計画を白紙に戻すことは、これまでの事業経過に鑑みても現実的ではないというふうに私は考えます。また、事業に伴う現実的なリスクなどについて、町から十分な説明も対策も示されていない点は大きな問題である旨が記載されておりますが、町担当課に聞き取りしたところ、現段階でお話しできることはしっかり伝えているということをお伺いしております。

以上のことから、請願の内容については全面的に賛成はできないものの、町民の声を十分に反映させた計画など、請願の考え方やその意図は理解できるので趣旨了承といたしました。御理解、御賛同くださるようお願いいたします。賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議 長 次に、反対討論がございますか。

3 番 吉 田 私は、請願第1号産業厚生委員会報告について反対の立場で討論を行います。

本請願の理由は、松田町が進めている新松田駅北口地区市街地再開発については、多くの町民から事業の必要性や進め方に対する疑問や不安の声が寄せられているというものです。そもそもこの事業の根拠について私は疑問に思っております。

8月に出されました広報まつだ特別号で記述されている「2018年（平成30

年)に多くの町民の皆様からの声をいただき」という記述がありますが、この年、この年というのは2018年(平成30年)に行われたまちづくり町民アンケート調査の分析からは町民の多数の意見とは受け取れないと思っております。この調査は、2013年(平成25年)では総回収数が1,794票に対して、5年後の2018年(平成30年)はおよそその半分の876票でした。この結果だけを見ても、このアンケートが町民の多数と言い切るのに疑問を感じております。

「松田町は住みよい町だと思いますか」という質問では、「とても住みよい」が134票、「どちらかといえば住みよい」が458票で、合わせて592票の67.4%です。先に言いますと総数は876票です。この数字ではおおむね住みやすい町と感じていると判断できます。住みにくいと答えた理由として、「町内で日常生活の買物ができないから」が181票、「スーパーマーケットなども大型店や専門店がないから」が193票ですが、これは総回収票の約20%です。この数字で、町民の多数の声としてテナントやスーパーマーケットを求めているのでしょうか。

また、この質問ではテナントやスーパーマーケットの設置場所についての選択肢はなく、駅周辺の指定とは限らない。この回答の方々は、自分の家の近くに店舗などがあつたらいいと考えていてもここに投票するということも考えられます。

また、この200票にも満たない数値では、大型店やテナントの誘致にはかなりのリスクを伴うと感じております。まちづくりについての必要度の調査では、新松田駅、松田駅周辺の整備では「必要である」が596票、「多少必要である」が127票で、合わせると約82%と高い数値を示しております。「同時に道路や生活道路の整備も必要である」が472票、「多少必要である」が202票で、同様に77%でございます。駅周辺や道路の整備については必要度が高いことが分かります。

一方、「今後の人口はどうあるべき」という調査では、「人口を増やすべき」は417票で47.5%に対し、「現状の人口維持」が255票、これは29.0%、「全国的に人口は減少していくのだから自然に任せる」が136票で15.5%で

す。増加を希望する方と、現状維持、自然に任せるという方の数というのは拮抗しております。

このように、まちづくり町民アンケートの分析では、駅周辺の整備と道路の整備を必要とは考えているものの、現在の松田町の水と緑と富士山の風景を愛している町民の姿が映し出されます。マンションや大型店を求めているものではありません。よって、このマンションや商業施設を含めた再開発の根拠が私には理解できません。

最後に、8月28日に行われた松田町都市計画審議会第2回会議では、私も傍聴はしていましたが、パブリックコメントや広報まつだ特別号を見て委員の一人は、この事業計画に対して大きな見直しも必要ではないかというような意見も出されていきました。

このようなことから、本請願を採択すべきと申し添えまして、委員会報告について反対討論とさせていただきます。

議 長 次に、賛成討論がいらっしゃいますか。

続いて、反対討論がいらっしゃいますか。

9 番 井 上 それでは、委員会報告に反対の立場からの討論をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

今回の請願に係る資料については、194件のパブリックコメント、568名に及ぶ署名が寄せられたとあります。これは単なる一部の意見ではなく、町民の切実な声であり、強い反対の意思の現れであります。

今回の署名は都市計画審議会に向けて集められたものでありますが、直接請求では有効となる有権者50分の1以上の数でもあります。今回の請願の趣旨は町民の切実な意見であると議会は理解しなければなりません。しかし、委員会は趣旨了承との結論にとどめました。これでは町民の生活や権利を守る姿勢が全く示されておりません。私は断固としてこの姿勢に反対をいたします。

高層マンション建設を前提とした現行の再開発事業計画は、景観の破綻・破壊、日照や風害、交通量の増大といった生活環境への深刻な悪影響をもたらします。さらに、地権者や借地権者に対する立ち退き、持ち出しを強いられま

す。これは住民の生活基盤そのものを揺るがすものであります。特に高齢者に仮住まいを強いることは、心身に大きな負担をかけ、暮らしを壊す行為にほかなりません。

行政は、新松田駅北口整備事業では駅前広場のみの整備では補助金が足りない、新松田駅北口を整備するためには再開発事業でやらないと財源が足りないと説明をしています。しかし、現在まで再開発地域における居住者全員の、また近隣の自治会、住民の了承は得られていません。町民の生活圏、財産権、居住権、生活環境と、白紙撤回の際にやはり国・県の補助金、その手続、財源が重要だという前の方の答弁もありましたが、町民の権利と国・県の補助金を天びんにかけるべきでは当然ありません。町民の権利、生活を担保してからの事業、計画を目指すべきであります。

町の未来のためと言いながら、今を生きる町民の生活と権利を犠牲にする計画は断じてまちの未来につながるものではありません。住民合意を欠いたままの強引な再開発は、町民との信頼関係を根底から崩壊させます。したがって、本請願は趣旨了承などという不十分な扱いではなく、町民の代表である議会はこの請願に全面的に賛同し、現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を真に反映させるよう町に意見書を提出すべきであります。町民の権利と生活圏、居住環境を守ることが、真の松田町の未来を築く唯一の道であります。

以上、強く訴えまして、委員会報告に対する反対討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 ほかに討論はございますか。

(「なし」の声あり)

討論なしとのお声です。

ここで採決を行って、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」に対する委員長の報告は趣旨了承です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立

を求めます。

起立少数であります。よって、本案の委員会報告は否決されました。

それでは原案でお諮りします。この場合、原案とは請願1号の請願書のことであります。請願書に立ち返って御判断をお願いいたします。

それでは、原案に賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって、本案は否決され不採択とされました。

9番、進行の動議ですか。

9 番 井 上 今の採決の。原案に対しての趣旨採択、趣旨了承という選択はないのでしょうか。

議 長 この場合ですね、委員会報告がいわゆる通常の議案の場合の修正案に当たるというふうに解釈をされ、県のほうの事務局に聞いた答えなんですが、されて、なので先ほどの委員会報告が趣旨了承、これがまず否決されました。そうなると原案に対する採決を採ると、そうするとふだんの議案と同じく賛成の方の起立しか採れないんですね。今、立った方は2名ですが、座っている方のうち、本当は趣旨了承なんだけどもなと思う方も結局立てないことになるんで、結果としては否決ということになるという解釈です。

そうですか。全協室ですか。

採決は終わりました。採り直しはできませんので。

暫時休憩して何を。確認ですか。

では暫時休憩といたします。全協のほうへお願いいたします。(10時24分)

議 長 それでは再開いたします。(10時42分)

ただいまの経過をもう一度説明いたします。

まず、請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」、これに対して委員会報告が趣旨了承でありました。これがいわゆる一般の議案では修正案に当たるというふうに捉えます。これに対する採決は起立少数、3人だったので、この時点でこの趣旨了承といういわゆる修正案が否決されたということになります。そうしますと、修正案が否決された場合の採決の仕方へのつ

とって原案に立ち返ります。この場合、原案とはこの請願第1号の請願文のことになります。つまり委員会の修正を加えない、つまり趣旨了承ということを加えない請願文そのものが採決の対象になります。それに対して起立が2名で、これがまた少数起立で、請願文そのものというものが否決された、つまり不採択になったという結果になったと。これは、本会議での採決が常に二択しかないということなのでこういうふうな結果になりました。

その場合に、先ほど趣旨了承で起立をさせていただいた3名の方、これがあれだけせっかく委員会ですっかりやっていたのになかったことにされてしまうというのが御心配だと思うんですけども、これはやはり足跡としてはきちんと残ることになります。もちろん議事録に残りますし、また、議会広報が出たときに星取表が毎回つきますけども、星取表の中でもまずこの請願1号は2段に分かれる表記になって、上のほうが要するに委員会報告という形の表になって、そこで先ほどの3人が立たれたというこれが印がつきます。なので、この3人はこの趣旨了承で賛成した方なんだということはちゃんと伝わります。次に、その下段になると原案で採決をするので、原案に対してとなるとその3人の方は原案には賛成はできなかったんだと、逆に2人の方が今度は原案に賛成というところに丸がつくというふうに、よく見てもらえばちゃんと足跡が残ることになります。なので、非常に分かりにくい経過になったかと思えますけれども、その辺り、議会広報を作るときにはまた工夫をさせていただいて、町民に分かりやすいようにしていただければなというふうに思います。

ただいまの経過は以上です。

ここで暫時休憩を行います。再開は11時です。 (10時46分)

議長 休憩を解いて再開します。 (11時00分)

議長 日程第6 認定第2号「令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。担当課長の細部説明を求めます。

町民課長 それでは、令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。222ページ、実質収支に関する調書をお願いいた

します。

1、歳入総額11億1,585万9,470円、2、歳出総額10億8,751万5,899円、3、歳入歳出差引額は2,834万3,571円で、同額が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を1,000万円といたしました。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

224・225ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款の1国民健康保険税、予算現額2億1,054万1,000円、調定額2億5,579万6,384円、収入済額2億1,863万8,258円、不納欠損額は186万7,284円、収入未済額は3,529万842円でございます。

国保税の収納率につきましては、現年度分が95.50%で前年度比較0.59ポイントの減、滞納繰越分が15.60%で前年度比較3.28ポイントの減となり、全体では85.47%、1.73ポイントの減でございます。差押えにつきましては、14件、374万5,550円でございます。不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが17件、生活保護などの理由により執行停止して3年経過したものが11件、計28件となっております。

款の2使用料及び手数料につきましては、保険税督促手数料でございます。

款の3県支出金につきましては、制度改革により、神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付金を受けております。予算現額8億3,271万2,000円、収入済額7億8,809万5,389円、普通交付金が主に保険給付費に充てられ、特別交付金は、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金分、特定健診等負担金分となります。

款の4財産収入につきましては、次の226・227ページをお願いいたします。財政調整基金利子でございます。

款の5繰入金につきましては、予算現額9,775万円、収入済額8,580万6,327円、項・目ともに一般会計繰入金は、法定繰入金基準に基づき、交付税措置された法定分を一般会計から繰り入れるものでございます。

節の1 保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険料軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1で、国と県の負担分を一旦、一般会計で受け入れ、町の負担分と合わせて繰り入れるものでございます。

節の2 職員給与費等繰入金は、職員2名分の給与費と事務費分でございます。

節の3 出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2が繰り入れられるものでございます。

節の4 財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化を図るために国保会計に繰り入れるものでございます。

節の5 未就学児均等割保険料繰入金は、子育て世帯の支援のため未就学児の均等割保険料のみを2分の1に減額するもので、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となります。令和6年度の実績は27名でございます。

節の6 産前産後保険料繰入金は、令和6年1月に新設された制度で、産前産後期間の保険料減額分を公費で補填する制度で、一旦、一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて繰り入れるものでございます。

款の6 繰越金、令和5年度からの繰越金は1,540万8,661円でございます。

款の7 諸収入、収入済額729万124円、主なものは、項の1 延滞金、加算金及び過料の保険税の延滞金と、228ページ、229ページをお願いいたします、項の3 雑入は、第三者行為による納付金2件分でございます。

款の8 国庫支出金、項の1 国庫補助金、目の1 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等に対して交付されるものでございます。

最下段、収入合計の収入済額は11億1,585万9,470円でございます。

次に、230・231ページをお願いいたします。歳出でございます。

款の1 総務費、予算現額2,842万6,000円、支出済額2,276万9,432円、支出の主なものは、備考欄の01職員給与費では職員2名分の人件費、02一般管理経費では、被保険者証の発行に係る郵送料などの一般的な事務経費、国保連合会に

関する団体負担金、レセプト事務員等会計年度任用職員 3 名分の報酬でございます。

次に、232・233ページをお願いします。

項の 2 徴税費ですが、主なものは納税通知書等を発送するための通信・運搬費等でございます。

項の 3 運営協議会費は、国保運営協議会委員 6 名分の報酬でございます。

款の 2 保険給付費、予算現額 7 億9,136万6,000円、支出済額 7 億4,754万9,649円、前年度比較約9.8%の減となっております。

次の234・235ページをお願いします。

項の 2 高額療養費は、支出済額9,776万5,500円、前年度比較約13.1%の減となっております。

項の 4 出産育児諸費の出産育児一時金につきましては 4 件分でございます。

項の 5 葬祭諸費につきましては、葬祭費として 1 件 5 万円で16件分でございます。

款の 3 国民健康保険事業納付金は、予算現額 2 億9,326万2,000円、支出済額 2 億9,326万1,311円でございます。

次の236・237ページをお願いします。

款の 4 保健事業費につきましては、予算現額2,257万円、支出済額2,018万9,796円でございます。

項の 1 保健事業費、目の 1 保健普及費では、人間ドック補助金 1 件 2 万円で受診者64名分の支払いと、会計年度任用職員、管理栄養士 1 名分の報酬などがございます。

項の 2 国保ヘルスアップ事業費につきましては、保険者努力支援制度に係る事業として実施しているものでございます。データヘルス計画に基づき、被保険者の健康保持・増進のための事業として実施し、次の238・239ページをお願いします、これらの事業に従事する保健師や健康教育の講師等に係る報償費、委託料などを支出しております。

項の 2、目の 1 特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に関

する費用や、医療費通知の発行などに関する経費でございます。

240・241ページをお願いします。

款の5基金積立金につきましては、支出済額10万4,211円、財政調整基金積立金の利子でございます。

款の6諸支出金、支出済額364万1,000円、諸支出金につきましては償還金利子及び割引料で、保険税の過年度還付金及び還付加算金でございます。

款の7予備費につきましては、242・243ページをお願いします、基金積立金の利子分や、廻りの国保資格喪失により過年度還付が発生し、予算が不足したため充用いたしました。

最下段、歳出合計欄をお願いします。支出済額10億8,751万5,899円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 1 番 飯 田 収納の件でちょっとお伺いします。令和5年の決算時に監査のほうから、国民保険税の滞納繰越分の収納率が前年よりも下がっているようだが、税負担の公平性の観点からも収納率増加に向けた取組を強化されたいというようなことが指摘されています。それで、今年の令和6年度の決算の監査の中でもですね、国民保険事業税特別会計収納対策委員報酬が未執行となっていることから、早期に人材を確保し、収納率の向上に努められたいというふうな文言が入っているんですが、やっぱり調べると平成5年、そして6年と収納率がまた下がり続けているんですね。それで、この収納率も上げなきゃいけないというふうなことが指摘されているわけなんですけど、担当課としましてはどのような方法をもって、先ほど差押えとかいろいろ話がありましたけど、もう今年も半分過ぎていますんで、後の半分でどのような収納対策を取られるのか、秘策があったら教えていただきたいと思います。

町 民 課 長 滞納者への対策として電話催告や臨戸訪問を行い、滞納者と折衝できれば納付相談等を行い、一括納付ができなければ分納等の方法で納付していただくと

か、あと、臨戸訪問したことによって、滞納者にそのときは会えなかったにしても通知を入れることで後から連絡をくれる方もいらっしゃいますし黙って納めてくださる方もいらっしゃいますので、そういった戸別訪問は一定の効果はあり、今年も早いうちから行っているところでございます。そんな中でも、本当に生活が困窮していて分納納付すらできない方ですとか、生活保護になってしまってなかなか国保自体、例えば仕事を辞めて加入される方が、そういった制度ですので、なかなかその今払うというのが難しい方もやはりいらっしゃいますが、その戸別訪問なんかはやっぱり一定の効果はあるので早めに対応していきたいと思っています。

滞納額がやっぱり大きくなる前に早いうちから交渉していくことがすごく重要だと思っております、何回も何回も顔を合わせているうちに理解して下さる方もいらっしゃるの、早いうちから何度も交渉することを心がけて行っております。

また、毎月1回、税務課と一緒に収納対策会議を行っております、その中でいろいろ情報共有を行って、税務課と共同で連携を図って取り組んでいることもしております。

あと、今ちょっとマイナ保険証の関係でなかなか短期証というのが発行できなくて、今までそれで短期証を出して分納していたような方ですとか、そういうこともちょっと厳しくなってきたのと。あと、医療費がかかると高額療養費というのが限度額以上は出るんですけども、今まで滞納者には限度額認定証を発行していなかったんですが、病院のほうでオンラインでそういうのが確認できてしまうので、限度額療養費自体がちょっともう出づらくなっちゃって、それを保険税に充ててもらおうというのもなかなか難しくなっちゃったという、そういったこともあるんですけども、きちっと納めてくださってる方との公平性を保つためにも徴収事務に力を入れ、収納率の向上に努めていきたいと思っています。

あと、すみません、収納対策員の関係を言われたかと思うんですけども、このところ雇用できていないんですが、県税を退職された方など、ちょっと

税務課長のほうにもお願いして探していただいているんですけど、なかなか見つからない状況でございます。今年もう半年近く終わってしまいましたので、ちょっとあとは条件をつけてハローワークさんのほうにお願いして雇用して、収納率の向上に努めていきたいと思っております。以上です。

11番 飯 田 聞こうと思ったことが先に答えられちゃったんですけど、収納対策員というのはそんなに人手不足というか、集まらないような状況。じゃあ、ずっと去年からいないってことなんですかね。

町 民 課 長 ちょっとこのところ収納対策員、なかなか県税のOBの方とかで大体探しているんですがいらっしゃらなくて、ちょっと雇用できていない状態です。

11番 飯 田 じゃあ、今年もあんまり期待できないってことですかね、収納率の向上は。

町 民 課 長 県税のOBで限定して探しているとなかなか見つからないので、ハローワークのほうに条件をつけて、何かそういう経験の方とかみたいのを条件をつけてちょっと出してみようかなと思っています。そして、早いうちにその方ですとか、もし探せなかったとしても早めに対応して収納率の向上には努めてまいりたいと思っています。

11番 飯 田 大変でしょうけど、ひとつ頑張って収納率向上に努めてください。
終わります。

議 長 ほかに質疑はございますか。質疑なしでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。認定第2号「令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第7、認定第3号「令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、「令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算について」説明させていただきます。250ページの実質収支に関する調書をお願いします。

1の歳入総額は5,723万5,770円、2の歳出総額は5,252万4,944円、3の歳入歳出差引額は471万826円、5の実質収支額も同額の471万826円でございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。252・253ページをお願いします。

歳入について説明させていただきます。

款の1診療収入、項の1外来収入は、予算現額2,901万9,000円、収入済額2,825万4,558円、前年度よりプラス114万5,703円、約4.2%の増となっております。利用者数は、延べ人数3,491人で、昨年度と比較し年間229人プラス、約7.0%増加しております。

款の2使用料及び手数料、項の1手数料は、収入済額2万2,140円で、健康診断書作成などの文書手数料でございます。

款の3繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金、収入済額215万5,000円につきましては、診療所会計において職員給与費と会計年度任用職員1名分の報酬を支出しておりますが、その職員が寄出張所と兼務であるため、一般会計の寄出張所費から職員人件費の一部を繰り入れたものでございます。

項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、診療所会計の運営維持のために2,000万円を基金から繰り入れたものでございます。

次の254・255ページをお願いします。

款の4諸収入、項の1、目の1、節の1雑入は、収入済額9万9,260円で、保険診療外となる薬を入れる容器代などでございます。

項の2受託事業収入、目の1特定健康診査等受託料は、収入済額34万3,559

円で、診療所において特定健康診査を受けた方27件分の受託料で、国民健康保険団体連合会から診療所に支払われるものでございます。

款の5繰越金は、令和5年度決算の剰余金を繰り越したもので、収入済額545万8,253円を繰越いたしました。

款の6県支出金は、協定締結医療機関設備整備費補助金として交付されたものでございます。

最下段、歳入合計額をお願いします。収入済額5,723万5,770円でございます。

次の256・257ページをお願いします。歳出について説明させていただきます。

款の1総務費、項の1施設管理費、目の1一般管理費は、支出済額3,499万8,274円。右側の備考欄をお願いします。0101一般管理経費の主なものは、再任用職員1名分の給料等と、17備品購入費は、デジタル身長計やHEPAフィルター付空気清浄機などを購入いたしました。

18負担金補助及び交付金の中の医師派遣負担金は、足柄上病院の医師派遣に対する負担金でございます。0102会計年度任用職員給与費は、レセプト事務員1名、窓口受付事務員3名、医師3名、看護師3名及び診療所兼出張所職員1名分の報酬等でございます。

次の258・259ページをお願いします。

目の2団体負担金は、医師会負担金などがございます。

款の2、項の1医業費、支出済額1,711万1,950円。目の1医療用機械器具費は、委託料として感染性廃棄物処理委託料を支出しており、ワクチン接種の注射器などもこちらで廃棄しております。目の2医療用消耗品費は、ワクチン接種の際のアルコール消毒綿や使い捨てグローブなどがございます。目の3医療品衛生材料費は医薬品代でございます。目の4病理検査費は、血液検査等の検査費用でございます。

次の260・261ページをお願いします。

款の4予備費につきましては、医業費の病理検査費へ8万8,146円充用いた

しました。

最下段、歳出合計額をお願いします。支出済額5,252万4,944円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。

討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

認定第3号「令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第8、認定第4号「令和6年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

福 社 課 長 それでは、認定第4号「介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、主なものを御説明いたします。270ページの実質収支に関する調書をお開きください。

1、歳入総額12億6,867万3,221円、2、歳出総額11億8,984万3,491円、3、歳入歳出差引額7,882万9,730円、こちらは5の実質収支額と同額となります。

続きまして、歳入について御説明いたします。1枚おめくりいただきます。

歳入歳出決算事項別明細書272・273ページをお願いいたします。

款1保険料でございます。予算現額2億2,505万円、調定額2億3,869万7,646円、収入済額2億3,737万4,804円、不納欠損額25万640円、収入未済額107万2,202円となりました。全体の収納率としては99.45%でございました。

また、不納欠損処分につきましてですが、滞納繰越分として欠損処分5名分を行いました。また、現年度分については欠損処分等はありません。

続きまして、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料は、年金収入が年間18万円以上の3,435名の方に対するものでございます。

節の2現年度分普通徴収保険料は、年金収入が年間18万円未満の方など272名に対するもので、収入未済額は47万7,072円でございました。収納率は97.4%でございます。

節3滞納繰越分普通徴収保険料につきましては、普通徴収に係る未納保険料で、収入未済額59万5,130円、収納率は19.96%でございました。

続きまして、款3国庫支出金でございます。272ページの中段より下となります。

項1国庫負担金からの項の2の国庫補助金につきましては、介護給付費等の定められた割合を国の公費負担に応じて収入しております。

続きまして、274・275ページをお願いいたします。

中段でございます。款4、項1支払基金交付金、こちらにつきましては第2号被保険者の保険料として保険給付費等の27%相当分を収入しております。

下段を御覧ください。款5県支出金、項1県負担金から項の2の県補助金につきましても、国同様、保険給付費等に定められた割合により県の公費負担分として収入しております。

続きまして、276・277ページをお願いいたします。

276ページの中段、款6繰入金、項1一般会計繰入金は、町の公費負担分として、保険給付費等の定められた割合として収入しております。目の1介護給付費繰入金、以下同様に、目の2から4につきましても、それぞれ率に基づき

一般会計より繰り入れたものでございます。

続きまして、278・279ページを御覧ください。

上段のところです。項の2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、介護保険財政調整基金より介護給付費の財源に充てるため1,058万円を繰り入れたものでございます。これに伴い、令和6年度末の差引基金残高は6,392万1,828円となりました。

次に、下段の款・項・目の繰越金でございます。こちらにつきましては、前年度、令和5年度からの繰越金として8,168万2,134円を繰り越したものでございます。

以上、収入済額、下段のところ、合計額12億6,867万3,221円でございます。

続きまして、歳出に移ります。280ページ・281ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。こちらにつきましては備考欄をお願いいたします。01職員給与費として職員2名分の人件費のほか、02一般管理経費として介護サービス事業所に対する集団指導講習負担金や、03の庁用車管理経費では庁用車に関する経費を支出しております。

1枚おめくりください。282・283ページをお願いいたします。

上段、項の2徴収費、目1賦課徴収費では、介護保険料を徴収するための経費を支出したほか、項の3介護認定審査会費、目1認定審査等費では、備考欄の真ん中より下になりますが、要介護認定訪問調査員等の報酬として調査員4名分の人件費を支出しております。また、目の2認定審査会負担金では、足柄上地区介護認定審査会負担金として1市5町の介護認定審査会に係る経費を支出しております。昨年度の審査会の開催回数につきましては152回で、松田町分としては452件でございました。

1枚おめくりいただきまして、284・285ページをお願いいたします。

款の2保険給付費でございます。予算現額10億8,143万6,000円です。支出済額10億7,325万8,580円となります。前年比較として約7%の増となりました。令和6年度は第9期介護保険事業計画等の1年目に当たりますが、計画費の見

込額を超える結果となりました。予算計上額との差異は予備費により対応しております。

続きまして、項1介護サービス等諸費につきましては、要介護者の居宅介護から施設介護などサービス等を、あと、要支援者を対象とした介護予防サービスを提供してまいりました。

項2高額介護サービス費では、介護サービスの利用額が世帯単位で所得に応じた限度額を超えた場合、給付されるもので、年間延べ2,411件分を支出しております。

項の4特定入所者介護サービス費では、施設介護サービス等の利用者の居住費と食費のうち、低所得者に対し、自己負担が低くなるよう抑えることで自己負担と基準額との差額を補填するものでございます。

続きまして、286・287ページをお願いいたします。

項の5高額医療合算介護サービス等費は、世帯単位で医療保険及び介護保険サービスの利用の自己負担限度額を超えた方に対し給付されるもので、延べ105件の方に支給いたしました。

その下、款3基金積立金、こちらにつきましては利子分を介護保険財政調整基金へ積み立てております。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目4償還金におきましては、介護給付費国庫負担金、地域支援事業の国庫支払基金、県費の各負担金など、令和5年度分の精算を行いました。

288・289ページをお願いいたします。

地域支援事業費でございます。予算現額7,449万5,791円、支出済額6,712万7,786円でございます。

目の1一般管理費では、備考欄、職員給与費として職員3名分の人件費を、02一般管理経費では、地域包括支援センターシステム保守点検及び賃借料、当センターの会計年度任用職員2名分の人件費のほか、03庁用車管理経費では庁用車に関する経費を支出しております。

続きまして、290ページ・291ページをお願いいたします。

目の2介護予防・生活支援サービスの事業費でございます。こちらは、要支援者や、基本チェックリストの結果、予防サービスが必要な事業対象者を中心に、自宅での生活支援、施設等での運動や機能訓練など、また、高齢者の栄養管理を行うための経費で、備考欄の0101訪問型、0102通所型、0103生活支援サービスなど、高齢者の方々のニーズや身体機能に応じた訪問や通所サービスなどを提供してまいりました。

次に、目の1一般介護予防事業費でございます。備考欄をお願いいたします。0101普及啓発事業では、介護予防のため、目的別の運動教室を直営事業として実施してまいりました。また、0102地域介護予防活動支援事業においては、地域の茶の間や自治会を訪れ介護教室や講座等を行いました。

292・293ページをお願いいたします。

備考欄の0103地域リハビリテーション活動支援事業では、リハビリ専門職である理学療法士を介護予防事業に派遣いたしました。

続きまして、目の4包括支援事業任意事業費でございます。主なものとして、会計年度任用職員として介護予防支援専門員3名を雇用し、要支援等の方々のサービスの調整や訪問などを通じ重度化防止に向け取り組み、独居高齢者を対象に緊急通報装置等を貸与し高齢者の見守りの取組を行いました。

続きまして、294・295ページをお願いいたします。

備考欄の上段、04在宅医療・介護連携推進事業費では、足柄上地区の1市5町による在宅医療・介護連携支援センターの運営、05生活支援体制整備事業費では、生活支援体制に係る人材育成や支援体制づくりに取り組み、06認知症総合支援事業費では、認知症初期集中支援チームに係る経費、認知症カフェの経費、認知症に関する研修の際に必要な経費等を支出いたしました。

1枚おめくりいただきまして、296・297ページをお願いいたします。

最下段です。歳出合計、予算現額12億4,301万1,000円に対し支出済額11億8,984万3,491円、不用額が5,316万7,509円となりました。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

2 番 武 尾 293ページにあります地域支援事業費の中にある民間賃貸物件借上料、この内容について御説明をお願いします。

福 祉 課 長 御質問、ありがとうございます。こちらにつきましては、株式会社小沢の空き店舗をお借りしてですね、地域の方が集い仲間づくりをしたり、ボランティアさんによる体操や小物づくりなどによる介護予防を行える場所として、地域サロン松田として賃貸契約をしたものでございます。

2 番 武 尾 これは結局月額でどのくらいお支払いしているのかと、あとはその平米数ですね、面積、もしできましたら週にどのくらい使っているのかお聞きします。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。月の家賃ですけれども14万5,000円になります。そして、面積につきましては80平米ほどになります。基本、1日6時間利用しておりまして、大体週30時間ぐらいの利用となっております。

以上です。

2 番 武 尾 あと、水道光熱費は別でございますでしょうか。

福 祉 課 長 御質問にお答えします。水道費につきましてはオーナーのほうでお支払いをいただいております。電気代につきましては町のほうが負担しております。

2 番 武 尾 度々すみません。地域サロン松田ということで活動されているのは見るんですけど、それ以外で利用されている団体もあると思います。その内容について確認させてください。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。基本的には介護予防事業ということでボランティアさんというところが利用しているんですが、これ以外に賃貸契約の中で新松田自治会が自治会活動のために利用することもございます。あくまで空いている時間ということで利用しているものです。

2 番 武 尾 あと、この新松田自治会以外の団体でここを利用することというのはあるのでしょうか。

福 祉 課 長 大変申し訳ありません。こちらにつきましては新松田自治会が利用しているということは聞いておるんですが、それ以外の団体が利用するということにつ

いては私のほうでは把握しておりません。

2 番 武 尾 ということは、私も実際にこの場所に呼ばれて、自治会以外の団体から呼ばれて、私は行っておりませんが、利用されてる方はいらっしゃいます。通常ですと、もしここが自治会の公民館的な役割を果たしているとする、一般的に公民館では自治会以外の団体が使うときには使用料が発生します。1時間500円。そういったものは把握されていますでしょうか。

福 祉 課 長 すみません。こちらの御質問にお答えします。現状、契約書自体には規定もありませんので、まず使用料についてもこちらでは把握しておりません。

2 番 武 尾 年間でかなり高額の金額でお借りしている場所で、ちょっと今のお話を聞くと、いわゆるその施設をどのように利用するかというですね、ルールがすごく曖昧な感じがいたします。ですから、その管理の対応とかその確認についてどのように今後お考えになるかお聞きします。

福 祉 課 長 御質問にお答えします。議員おっしゃるとおり、新松田自治会以外の団体が利用するということがあるとなりますとですね、あくまでこれは町と自治会との契約の中でということと、あと、地域支援事業のサロン活動について利用するという前提のものがありますので、それ以外に利用するということはできないものと考えます。

また、介護保険事業特別会計の予算を活用してこの事業、契約等を行っている以上、介護事業以外の契約である団体が利用するというやはり目的に反する、運用上のルールに反するものと考えます。あと、施設の管理をする者としては、今後このようなことが起きないためにも適正な利用のできるルール化、また管理の方法、場合によっては閉鎖も含めた中で適切に対応していきたいと考えております。

議 長 いいですか。

2 番 武 尾 終わります。

議 長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略のお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。認定第4号「令和6年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第9、認定第5号「令和6年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、認定第5号「令和6年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算について」御説明いたします。それでは、恐れ入ります、304ページをお開きください。実質収支に関する調書により説明させていただきます。

1、歳入総額でございます。1,534万4,784円でございます。2の歳出総額は1,527万6,687円ですので、3の歳入歳出差引額が6万8,097円になり、5の実質収支額もですね、同様に6万8,097円になります。

それでは、細部を御説明させていただきますので、306ページ、307ページをお願いいたします。歳入歳出事項別明細書により御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款1繰入金、項1、目1、節1とも一般会計繰入金でございます。町屋地区先行取得事業に伴う一般会計繰入金になります。

続きまして、款2、項1、目1とも繰越金、節1前年度繰越金は前年度の繰越金でございます。

最下段の歳入合計額をお願いいたします。収入済額1,534万4,784円ござい

ます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、308ページ、309ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、項1公債費、目1元金、節22償還金利子及び割引料でございます。町屋地区用地先行取得事業を購入した際の起債1億2,200万円の長期債元金でございます。

次に、目2利子、節22償還金利子及び割引料は、町屋地区用地の長期債利子でございます。

款2、項1、目1の予備費については支出はありませんでした。

最下段の支出済額を御覧ください。1,527万6,687円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。認定第5号「令和6年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をいたします。昼食をとって、午後は13時30分より再開いたします。

(11時54分)

議

長

休憩を解いて再開いたします。

(13時30分)

議 長 日程第10、認定第6号「令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、「令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」説明させていただきます。316ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

1の歳入総額は、2億4,009万5,355円、2の歳出総額は2億2,583万9,239円、3の歳入歳出差引額は1,425万6,116円でございます。5の実質収支額も同額の1,425万6,116円でございます。

次に、歳入歳出事項別明細書にて説明させていただきます。318・319ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款の1、項の1、目の1ともに後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額2億95万1,125円、収納率は全体で99.72%、前年度比較0.06ポイントの増となっております。

なお、現年度分の収納率は99.87%、前年度比較0.03ポイントの増、滞納繰越分の収納率は45.75%で、前年度比較28.55ポイントの増でございます。収入未済額は39万8,175円で、現年度分17件、滞納繰越分10件でございます。

款の2使用料及び手数料、項の1手数料、目の1督促手数料は、1件200円で123件分でございます。

款の3繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金の収入済額は3,243万7,139円でございます。内訳は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定制度繰入金、一般事務に係る経費として事務費繰入金、人間ドック補助金及び糖尿病性腎症重症化予防事業に係る経費として事務費繰入金でございます。

款の4、項の1、目の1ともに繰越金は、令和5年度決算の剰余金を繰り越したもので、629万1,704円でございます。

款の5諸収入、項の1延滞金、加算金及び過料、目の1延滞金は、2件分の延滞金でございます。

320・321ページをお願いします。

項の2、目の1とともに雑入は、前年度に町が支払った保険料の精算分を後期高齢者医療広域連合から受け入れたものなどでございます。

最下段、歳入合計欄をお願いします。収入済額2億4,009万5,355円でございます。

次の322・323ページを御覧ください。歳出でございます。

款の1総務費につきましては、支出済額55万399円で、被保険者証の発行や郵送料など一般的な事務に係る経費でございます。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出済額2億2,383万2,852円で、保険基盤安定負担金と、被保険者から徴収しました保険料を広域連合へ納付したものでございます。

款の3諸支出金につきましては、支出済額43万8,240円で、これは過年度の保険料に係る還付金で、年金特別徴収者の転出や死亡に伴う還付金でございます。

款の4保健事業費につきましては、支出済額101万7,748円、保健普及費では、人間ドックの補助金を1件につき2万円、46件の交付をいたしました。

次の324・325ページをお願いします。

保険事業費では、保健事業といたしまして、国保会計でも実施しております糖尿病性腎症重症化予防事業を後期高齢者も併せて実施いたしました。これらの事業に従事する保健師や健康教育の講師等に係る報償費、消耗品費などを支出しております。

款の5予備費につきましては、遡りの資格喪失により過年度還付が発生し、予算が不足したため充用いたしました。

最下段、歳出合計欄をお願いいたします。支出済額2億2,583万9,239円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。

討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。認定第6号「令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第11、報告第8号「令和6年度松田町上水道事業会計継続費精算報告書の報告について」を議題といたします。

本件は報告案件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第8号「令和6年度松田町上水道事業会計継続費精算報告書について」御報告をさせていただきます。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定において、継続費に係る継続年度が終了した場合には、継続費精算報告を作成し、地方公営企業法第30条第1項の書類と併せてこれを議会に報告することとなっておりますので、本定例会にて御報告するものでございます。

1枚おめくりください。精算報告書でございます。

議 長 ページ数をお願いします。

環境上下水道課長 ページ数は2ページ、報告第8号の1枚おめくりいただいた精算報告書でございます。

まずは、上段の宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事（電気設備）でございます。令和5年度・6年度の継続費の総額につきましては、表の左側、全体計画の年割額の計1億4,529万円に対しまして、表の中央、実績の支払義務

発生額の計1億4,190万円でございます。

表右側の比較欄を御覧ください。左側、年割額と支払義務発生額の差につきましては339万円の減となっております。その右側、財源内訳でございます。企業債が340万円の減、損益勘定留保資金が1万円の増となっております。この比較につきましては、全体計画額から実績額を引くことで数字が表されますので、三角、いわゆるマイナスの表記は計画より多く収入され、三角がない数値につきましては計画より少なく収入したことになります。

次に、下段の宮下水源水害対策工事施工管理業務委託料でございます。こちらは上段の改修工事の管理業務委託となります。令和5年度・6年度の継続費の総額につきましては、表の左側、全体計画の年割額の計397万8,000円に対しまして、表の中央、実績の支払義務発生額の計330万円でございます。

表右側の比較欄を御覧ください。左側、年割額と支払義務発生額の差につきましては67万8,000円の減となっております。その右側、財源内訳でございますが、損益勘定留保資金が67万8,000円減額となっております。上段の改修工事、下段の管理業務ともに、全体計画と実績の差額につきましては入札結果による執行残によるものでございます。

以上で精算報告書の説明を終わりとさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

議 長 日程第12、報告第9号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第9号「健全化判断比率及び資金不足比率について」御報告をさせていただきます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政状況

を統一的な指標で明らかにするため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より全面施行されまして、財政の健全化性に関する比率の公表制度が設けられたものでございます。その比率に応じて、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生に係る行政財政上の措置を講ずることを目的に、4つの財政指標について公表することとなったものでございます。その1つ目に実質赤字比率、2つ目に連結実質赤字比率、3つ目に実質公債費比率、4つ目に将来負担比率の指標と併せて公営企業会計の資金不足比率の公表が毎年度義務づけられております。それを受けまして、財政の健全化に関する法律の第3条の規定によりですね、監査委員から、この4つの指標を基にその算出根拠となる数値を検証して係数が適正に算出されているかを確認し、その結果に対してですね、財政上の分析、そして財政健全化の推進の必要性等につきまして、7月30日に監査委員の審査を受けたところ、適正と認められましたので議会にここで報告させていただくものでございます。

それでは、指標について御説明をさせていただきます。1枚目、1枚おめくりいただき別紙になります。

1つ目に、令和6年度の決算に基づく松田町の健全化判断比率につきまして、これは単位をパーセントで示しております、まず表の左のほうから実質赤字比率でございます。この実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質的な赤字額のいわゆる標準財政規模に対する比率となります。分母の標準財政規模は、自治体が通常の水準、いわゆる行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているか、これが標準財政規模を表す指標で、普通交付税算定上の町税や譲与税などの合計値、いわゆる標準財政収入額等に加え普通交付税と臨財債等を足したものとなります。括弧内の数値につきましては町の基準数値で、ここの15.0%を超えると早期健全化の団体、いわゆる国へ財政再生計画の提出と起債の制限化となる数値でございます。松田町におきましては、ここは赤字ではなく比率がないものとされるために横棒となっているものでございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。これは、企業会計等まで含め

た全会計を対象とした実質赤字でございます。または、資金不足額を合わせたものでございます。こちらも標準財政規模に対する赤字の比率となります。括弧内の20.0%を超えると早期健全化団体となりますが、松田町におきましては横棒で、赤字は算出されておられません。

続きまして、3つ目の実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものを、こちらも標準財政規模を基本とした額に対する比率を表したもので、分母はおおむね償還の元金利子となります。いわゆる実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合となります。こちらは過去3年の平均値を用いております。括弧内の25%以上の団体につきましては財政健全化計画の策定が必要となります。また、35%となりますと財政再生団体となりますが、松田町におきましては6.6%と、昨年度比につきましては0.3%の増となっております。令和6年度は普通交付税の増額に伴い標準財政規模が大きくなったことで分母の値が増加しましたが、それ以上に令和2年度の臨財債や令和2年度の防災行政無線デジタル化の事業の元金償還が始まったことに伴い元利償還金が増え、3か年の平均値といたしまして昨年度比0.3%の増となったものでございます。こちらは例えば家計に例えますと、収入に対して住宅ローンや自動車ローンなどの返済額がどれくらいあるかで家計が健全かどうかを判断するというものでございます。

続きまして、4つ目でございます。将来負担比率でございます。こちらはストック指標で、ある時点における借金の額を捉えようとした指標で、普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合でございます。公営企業も含め、地方公共団体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表したものでございます。こちらも括弧内の350%を超えますと財政健全化計画の策定が必要となります。松田町におきましては令和6年度は0.7%となっております。昨年度比6.4%の減となっております。主な減少の理由といたしましては、地方債現在高の減少に、新松田駅周辺整備基金をはじめとする基金への積立てにより充当可能財源も増加したことから、比率も大

きく減少したものでございます。個人の借金等に例えますと、自分の収入や貯蓄に対して住宅ローンや自動車ローン、あるいはクレジットカードの借金がどれくらいの割合になっているかというような比率になるものでございます。

続きまして、表の2つ目に令和6年度決算に基づく松田町の公営企業の資金不足率でございます。御覧のとおり、松田町の下水道事業会計、簡易水道事業会計、上水道事業会計の資金の不足はございませんでしたので、こちらも横棒とさせていただきます。

最後に最終のページになります。裏面になります。参考資料として、こちらは7月30日付で提出された財政健全化法の規定により監査委員の審査に付し、その審査意見書を添付させていただきました。資料の2つ目の審査の結果につきましては、健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類について、いずれも適正に作成されていると認められましたので、ここで報告をさせていただきます。

以上で説明及び報告を終わりにさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

議 長 日程第13、報告第10号「有限会社みやまの里の経営状況について」を議題といたします。

本件も報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼観光経済課長 それでは、1ページ目をお願いします。有限会社みやまの里の概要につきましては、番号3、設立年月日から順次報告をさせていただきます。

有限会社みやまの里は平成8年4月1日に設立されています。資本金は500万円です。町長ほか12名の方が出資者となっております。町は、資本金の60%、100株中60株の300万円を出資しています。

6、役員につきましては、代表取締役大舘仁彦さんほか3名となっております

す。

7、役員、社員の給与等は資料に記載のとおりですので、後ほど御高覧ください。

次のページ、2ページ目をお願いします。総会資料であります。令和6年度事業報告書に基づいて主な事業を報告させていただきます。

4月1日に夏休みの施設利用者の抽せん会から始まり、みやま運動広場、管理センター、テニスコート等の芝刈り・草刈りや清掃など維持管理を定期的に行っております。令和6年度につきましては、寄りやまグラウンド改修工事を実施させていただきましたので、工事の概要説明会を5月13日に地権者及び社員に対して開催し、5月16日には寄地区住民の方々に説明会を開催いたしました。また、工事実施前の8月10日には、地権者、社員及び寄地区住民の方々に、工事実施に当たって説明会を開催いたしました。

5月29日には第28期通常総会を開催いたしました。社員会議につきましては定期的に開催し、業務報告や事業の進行管理を行っていただいております。

なお、5月5日は、令和元年度以来、5年ぶりに第43回寄自然休養村若葉まつりを開催し5,000人の方々が来られました。

次のページ、3ページ目をお願いします。

令和7年1月には第13回寄ロウバイまつりを開催し、昨年よりも6,013人増の2万6,628人の方の御来園をいただきました。

また、前代表取締役の御逝去によりまして、令和7年2月4日に役員会議、2月7日に社員会議、2月20日には臨時株主総会を開催し、代表取締役の選任、取締役2名の選任及び監査役が選任されました。

次のページ、4ページ目をお願いします。

令和6年度における各種施設の利用人数でございます。それぞれの施設の月別利用回数、利用人数、下段に年間の合計数を、また、同じページの枠外、最下段には令和5年度の実績を記載しております。令和5年度と令和6年度を比較しますと、利用人数については管理センターが68%の増、グラウンドが25%の減、テニスコートが2%の減、ナイターは33%の減でございました。

なお、管理センターの利用客は、令和5年度の利用回数、人数とも増でありました。一方、グラウンドにつきましては、資料記載のとおり、グラウンド改修工事のため9月から1月が利用休止期間であったため減となり、2・3月は前年度よりも増となりましたが、年間を通しての計は利用者が減でございました。また、テニスコートの利用は件数が8件増えたものの、利用者は30人減でございました。

次のページ、5ページ目をお願いします。損益計算書になります。右の列、当月残高が令和6年度の決算額となっております。

初めに、最上段の売上高です。売上高の総計が439万8,275円です。この表に記載はございませんが、内訳といたしまして、寄自然休養村管理センター、グラウンド、テニスコート、ナイター、その他の売上げとして売店販売に係る収入などが含まれております。

表の3行目、売上総損益金額439万8,275円につきましては純売上高の合計金額となります。なお、売上げの総利益における前年度との比較では23万3,828円の増でございました。

次に、その下の営業損益、販売費及び一般管理費でございますが、615万8,687円で、その内訳として、役員の報酬から雑費まで、それぞれの費目ごとに支出した経費となっております。

その下の営業損益金額につきましては、売上総損益金額から販売及び一般管理経費を差し引いたもので、マイナス176万412円でございます。内容といたしましては、予約システムの導入及び専用サイトの立ち上げのための人材を雇用したことから、委託料、法定福利費が発生したためでございます。この委託料、法定福利費に充てるため、営業外収益の町委託料を増額しております。

次に、営業外収益といたしましては、受取利息997円と町委託金。内訳といたしましては、指定管理委託料86万円と、先ほど説明いたしました令和6年度に限りまして雇用した経費、これを合わせて210万8,500円でございます。さらに雑収入17円を合算いたしますと、営業外収益は合計210万9,494円となります。この結果、経常損益金額は34万9,082円となりました。したがって、

経常利益から法人税額（住民税）を差し引いた23万9,533円が当期純利益となります。

次のページ、6ページ目をお願いいたします。貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部、流動資産につきましては、現金、預金と未収金の合計でございます。685万8,616円となります。

次に、負債の部では、流動負債として44万9,386円となります。内訳は、未払金、未払法人税等となり、負債の部の合計でございます。

続きまして、その下の純資産の部、株主資本640万9,230円につきましては、資本金500万円と繰越利益剰余金を合算した金額となっております。

最下段、負債純資産の部の合計につきましては685万8,616円でございます。

次のページ、7ページをお願いします。監査報告書です。

監査につきましては令和7年5月16日に実施されました。事業報告書及び収支決算書の内容について会計帳簿と照合し、適正に処理された旨、監査役から報告をいただいております。

次のページ、8ページ目をお願いします。令和7年度事業計画となります。

寄地区の発展の一環として自然休養村管理センターをはじめとする各施設の管理運営を行い、利用者のニーズを把握し、サービスの向上を図るとともに効率性のある事業運営を展開、また、スポーツツーリズムの推進に協力するとともに、地域の観光情報の発信にも力を入れ地域活性化を図る計画がなされております。

なお、指定管理期間につきましては令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

次のページ、9ページ目をお願いします。令和7年度予算書になります。前年度予算と今年度予算の比較した表となっております。

まず、収入科目につきましては、令和6年度予算額が773万円、令和7年度予算額は1,187万4,000円で、414万4,000円の増でございます。令和7年度の予算額を変更した主な科目といたしましては、収入予算については、9月から管理センターの工事を見込み、令和6年度4月から8月までの実績に応じた予算

額としております。テニスコートにつきましては、前年度の実績額に応じた予算としております。グラウンドナイターにつきましては、工事に係る休止期間を9月から12月と見込み試算した額となっております。

次に、指定管理委託料として86万円。その次に委託料として230万8,000円は、寄みやまグラウンドが人工芝生化したことによりまして、管理のため新たに必要となった経費について町予算で計上したものを充てております。支出科目につきましては、収入と同様に令和7年度は前年度比414万4,000円の増でございます。予算額を変更した支出科目としましては、賃金につきましては、利用者増の対応やナイター対応による勤務時間数の増や新たな人員の雇用を見込んだため、前年度比の1.3倍の予算を計上しております。委託料につきましては、歳入と同様に、寄みやまグラウンドの管理に要する芝の立ち上げといった専門業者へのメンテナンス委託料などが計上されております。公租公課につきましては、代表取締役及び社員の社会保険加入に係る費用など増額が見込まれましたので増額したものでございます。

以上でみやまの里の経営状況についての報告を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

10番 南 雲 みやまグラウンドのLED化が進むと、今まで町内の方が4,000円で町外の方が6,000円という夜間のナイターの使用料をいただいていたと思うんですけども、これはどのように変わる予定があるのか、また、その予定の内容をお聞かせください。

参事兼観光経済課長 今、議員さんがおっしゃったとおり、町内居住者、宿泊者は4,000円、その他については6,000円、1回1時間で既に運用しております。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

参事兼観光経済課長 今、条例の説明をしてしまいました。申し訳ございませんでした。

LEDになりましたら管理センターも宿泊のリニューアルをしますもので、そ

ういった条例改正も必要だと思しますので、併せてその部分についても検討してまいりたいと思います。

議 長 よろしいですか。

ほかには何か質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

暫時休憩といたします。これは本当に進行上の休憩なので、5分ほどでお願いいたします。再開は2時10分になります。(14時04分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(14時10分)

議 長 お諮りします。今会期中に、飯田一君ほか5名から発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」が提出されました。地方自治法112条第2項に規定する賛成者を得られております。提出されました発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を日程に追加し議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程第13、報告第10号の次に、追加日程第1として追加をお願いいたします。

事務局は、発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を配付してください。同時に、タブレットも更新されておりますので確認をお願いいたします。

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

追加日程第1、発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 飯田 発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を別紙のように制定する。令和7年9月17日提出。提出者、松田町議会議員、飯田一。賛成者、松田町議会議員、田代実。賛成者、松田町議会議員、寺嶋正。賛成者、松田町議会議員、南雲まさ子。賛成者、松田町議会議員、井上栄一。賛成者、松田町議会議員、古谷星工人。

提案理由。地方自治法の改正に伴い、議員個人と町との請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るために必要な条例を制定するため、提案するものであります。

条文を朗読させていただきます。

松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

(目的)。第1条、この条例は、松田町議会議員が松田町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)。第2条。議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における松田町に対する請負について、松田町議会議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項。

ア、請負の対象とする役務、物件等。

イ、契約締結日。

ウ、契約金額。

エ、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払いを受けた総額。

(2) 前号エに掲げる総額の合計額。

2、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条、議長は、前条第1項の規定による報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条、第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

以上です。審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 提出者の提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、総務文教常任委員会所管事務調査報告を議題とします。

委員長からの報告を求めます。

総務文教常任委員長 松田町議会議長、平野由里子殿。総務文教常任委員会委員長、南雲まさ子。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。本委員会で継続審査とした今後の生涯学習センターのあり方について、調査研究の結果を、松田町議会会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

1、調査の件名。今後の生涯学習センターのあり方

2、調査の目的。松田町生涯学習センターは、町民等の生涯学習の拠点として長年にわたり様々な事業を実施してきた。しかし社会情勢の変化やニーズの多様化などにより、生涯学習センターのあり方や事業内容の見直しが必要であることから、現状と課題等を把握し、今後のあり方について調査研究することとした。

3、調査の内容。本委員会では、「今後の生涯学習センターのあり方」を調査項目として、令和6年2月～令和7年7月まで計19回の委員会を開催した。松田町生涯学習センターの現地視察、また「生涯学習センターの今後のあり方」に関するアンケート調査を実施し、インターネット回答71名を含む363名の方から回答を得た。調査結果から、問題点・疑問点、また現状等を所管課課長、係長へヒアリングを行い、今後の生涯学習センターのあり方について協議・検討した。

4、アンケート調査のまとめ。

(1) 高齢者の方々は、町民大学をはじめ、スポーツなど、学習意欲と健康に対する関心の高さがうかがえる。今後も幅広い年代の参加を目指し、多様な学習の機会の提供が必要となる。

(2) 子育て世代をはじめ、社会人の方は、なかなか生涯学習に参加する時間が限られ参加率も低いのが現状である。学校を卒業した社会人となった後も、新たな知識・技能を身に着け、キャリアの形成、再就職支援につながるなど、実社会で役立つ講座の提供が求められている。

(3) 生涯学習の活動を通して友達づくり、同じ目的趣味を持つ人との仲間づくりを求めて参加される方が多い。

5、その他の検討項目。

(1) 寺子屋まつだは、生涯学習センターの活用において重要な事業である

ため、運営体制について、さらに研究をして持続可能な事業にしていく必要がある。

(2) 多様な講座を開催するために、講師の確保として人材バンクの登録者の声かけを行っていく必要がある。

6、提言。

今後の生涯学習センターのあるべき姿として、子供から高齢者まで気軽に集い交流し、多様なニーズに対応した講座等の充実で、生涯学習センターでの活動の幅を広げ、町民が生き生きと利用できる環境の創出に努められたい。

具体的な提案。

ハード面。

- (1) フリースペースの更なる充実
- (2) 正面入り口に館内案内図の掲示板設置
- (3) フリーW I - F I の強化

ソフト面。

- (1) 町民大学等の動画配信の調査・研究
- (2) 男の料理教室の再開
- (3) スポーツ施設（ボルダリング・ジム）は、民間のノウハウを活用して、稼働率を上げる工夫
- (4) 外国語講座の充実
- (5) 実務的な講座の開催
- (6) 広報力の強化

その他。

(1) 図書館の蔵書を有効活用するために、旧寄中学校の図書室の開放と指定管理者との連携

(2) 町内団体の登録制度と利用料減免条件の見直し

以上でございます。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。なしでよろしいですか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

議

長 日程第15「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

足柄上衛生組合議会報告を出席の武尾哲治君より報告事項として印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。質疑なしでよろしいですか。一応、報告なので質疑をやるそうです。

(「なし」の声多数)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切ります。

以上で、足柄上衛生組合議会報告を終わります。

足柄東部清掃組合議会臨時会報告を出席の古谷星工人君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切ります。

以上で、足柄東部清掃組合議会臨時会報告を終わります。

南足柄市議会・足柄上郡町村議会議長会合同議員交流視察研修会報告を出席の南雲まさ子君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切ります。

以上で、南足柄市議会・足柄上郡町村議会議長会合同議員交流視察研修会報告を終わります。

次に、神奈川県町村議会議長会委員長・副委員長・事務局長研修会報告を出席の古谷星工人君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切ります。

以上で、神奈川県町村議会議長会委員長・副委員長・事務局長研修会報告を終わります。

次に、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会報告を出席の古谷星工人君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声多数)

質疑を打ち切ります。

以上で、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会報告を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時40分といたします。 (14時28分)

議長 休憩を解いて再開いたします。 (14時40分)

皆様に申し上げます。ただいま休憩中に、議長の辞職願を副議長に提出いたしましたので、私に代わり、副議長に議事進行をお願いいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

それでは、副議長と交代いたします。副議長南雲さん、よろしく申し上げます。

副議長 それでは、これより私、副議長が議事を進行させていただきますので、よろしく申し上げます。

ただいま、議長平野由里子君より、議長の辞職願が提出されております。お諮りいたします。「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

追加日程第2「議長の辞職について」を議題といたします。

平野由里子君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、退場を求めます。

(平野由里子議員退場)

副議長 それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長 令和7年9月17日。松田町議会副議長、南雲まさ子殿。松田町議会議長、平野由里子。辞職願。このたび一身上の都合により、令和7年9月17日付をもって、松田町議会議長を辞職したいので、願い出ます。

副議長 辞職願の朗読が終わりました。お諮りします。平野由里子君の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員です。よって、平野由里子君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。平野由里子君の入場を許します。

(平野由里子議員入場)

副 議 長 平野由里子君に申し上げます。あなたが提出された議長の辞職は、許可することに決定いたしました。辞職の御挨拶をお願いいたします。

7 番 平 野 辞職を認めていただきましてありがとうございます。2年間の議長の職を何とか皆様の御協力により全うできましたことを改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

副 議 長 お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第3「議長の選挙について」を行います。お手元の議事日程に追加をお願いします。

協議事項がありますので休憩をし、議員による議会全員協議会を公開で開催したいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。(14時43分)

副 議 長 休憩を解いて再開いたします。(15時00分)

選挙の方法は単記無記名投票で行うことで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。選挙は単記無記名投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、議長から

指名します。12番寺嶋正君、11番飯田一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名投票です。

(投票用紙配付)

投票箱の点検をいたしますので、立会人の方、前へお願いいたします。

(投票箱点検)

投票箱の点検が終了しました。異常なしと認めます。よろしいですか、異常なし。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

(点呼、投票)

副 議 長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声多数)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

事務局は開票をお願いいたします。12番の寺嶋正君、11番の飯田一君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

副 議 長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。有効投票12票、無効投票なし。有効投票のうち、私、南雲まさ子8票、寺嶋正君3票、白票1票。失礼いたしました、無効投票1票です。以上のとおりです。

もう一度申し上げます。投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票。私、南雲まさ子8票、寺嶋正君3票、白票1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、南雲まさ子が議長に当選しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

それでは、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。南雲まさ子が議長に当選された挨拶を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議

長 ただいま、松田町議会議長に御選任をいただきました南雲まさ子でございます。心から感謝申し上げますとともに、その責任の重さ、与えられた課題の大きさに身の引き締まる思いでいっぱいです。本年は4月1日をもって松田町・寄村合併70周年という節目の年であり、行事やイベントが開催され、これからも開催される予定があり、活気が感じられます。これまで町政を支えてこられた多くの皆様方の御尽力、そして皆様の温かい御協力に改めて敬意と感謝を申し上げます。

そのように活気が感じられる一方で、松田は、新松田駅北口地区市街地再開発事業という大規模事業、また物価高騰や少子高齢化、自然災害への備えなどの課題の対応が求められています。

議会としても二元代表制の一翼を担う議決機関として果たす役割は大きく、町民の皆様の声に耳を傾け、町当局との真摯な議論により、議会運営が円滑に進められるよう、全身全霊で努めてまいります。皆様の御理解、御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

副議長であった私が議長に就任いたしましたので、副議長が欠けました。お諮りいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4「副議長の選挙について」を行います。お手元の議事日程に追加をお願いします。

協議事項がありますので休憩をし、議員による議会全員協議会を公開で開催したいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。(15時15分)

議長 休憩を解いて再開いたします。(15時23分)

選挙の方法は単記無記名投票で行うことで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。選挙は単記無記名投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、議長から指名します。9番井上栄一君、8番田代実君を指名いたします。

各投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

それでは、皆様に念のため申し上げます。投票は単記無記名投票です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声多数)

配付漏れなしと認めます

投票箱設置していただいておりますので、投票箱の点検をいたします。立会人の方、前へお願いいたします。

(投票箱点検)

投票箱の点検が終了しました。異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

(点呼、投票)

議長 それでは、投票漏れはございませんか。

(「なし」の声多数)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票をお願いいたします。それでは、立合いを8番田代実君、9番井上栄一君、お願いいたします。

(開票)

議 長 それで、それでは開票が終わりましたので、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票。有効投票のうち、古谷星工人君11票、白票1票、以上のとおりです。有効得票数の4分の1以上が法定得票数となります。この選挙の法定得票数は3票です。法定得票数に達しておりますので、古谷星工人君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま、副議長に当選されました古谷星工人君が議場におられますので、会議規則第32条第2項により、当選の告知をいたします。

当選されました古谷星工人君の御挨拶をお願いいたします。登壇してください。

副 議 長 このたび、副議長という要職に就くことになりました古谷星工人でございます。誠にありがとうございます。身に余る光栄であり、改めて身の引き締まる思いでございます。議長を補佐し、議会運営に取り組んでまいりますので、皆様方の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議 長 当選されました古谷星工人君の御挨拶が終わりました。よろしくお願いいたします。

ここで、次の2つの日程についてお諮りをいたします。日程第16「常任委員会委員の選任について」、日程第17「議会運営委員会委員の選任について」は、議会運営基準の109項の規定により、あらかじめ全員協議会において調整をすることになっておりますので、休憩をし、議員の全員協議会を開催したいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」 の声多数)

異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。議員は4階大会議室にお集まり願います。

(15時34分)

議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。(16時32分)

日程第16「常任委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員については、ただいま休憩中に議会全員協議会で御協議をいただきました。結果は、お手元に配付しましたので、名簿のとおりです。議会委員会条例第6条第4項の規定により指名をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局長に名簿を朗読させます。

事務局長 それでは、朗読いたします。敬称は省略させていただきます。

総務文教常任委員会委員長北村和士、副委員長吉田功、寺嶋正、田代実、古谷星工人、秋田谷光彦。

産業厚生常任委員会委員長中津川定雄、副委員長井上栄一、飯田一、南雲まさ子、平野由里子、武尾哲治。

議会広報広聴常任委員会委員長武尾哲治、副委員長寺嶋正、飯田一、南雲まさ子、秋田谷光彦、吉田功。

以上のとおりです。

議長 お諮りいたします。ただいま朗読いたしました名簿のとおり指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することと決定いたしました。

なお、正副委員長も選任されておりますので、よろしく願いいたします。

日程第17「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員についても、総務文教常任委員会、

産業厚生常任委員会で協議をしており、お手元に配付した名簿のとおりであります。議会委員会条例第6条第4項の規定により指名をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

事務局長に名簿を朗読させます。

事務局長 議会運営委員会名簿を朗読させていただきます。敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員長平野由里子、副委員長井上栄一、田代実、古谷星工人、中津川定雄、北村和士、以上のとおりです。

議長 お諮りいたします。ただいま朗読いたしました名簿のとおり指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

日程第18「各種委員会委員等の選出について」を議題といたします。

お諮りいたします。各種委員会委員等の選出については、お手元に配付した一覧表のとおり決定したいと思います。事務局長より朗読させます。

事務局長 それでは、お手元の松田町議会役職表に基づき、朗読させていただきます。敬称は省略させていただきます。

上から6段目、足柄上衛生組合、南雲まさ子、田代実。

足柄東部清掃組合議員、南雲まさ子、武尾哲治、北村和士。

松田町表彰審査会、南雲まさ子。

松田町都市計画審議会、南雲まさ子、平野由里子。

松田町民生委員推薦会、南雲まさ子。

松田町社会福祉協議会理事、南雲まさ子、中津川定雄。

松田町社会福祉協議会評議員、吉田功。

足柄上地区広域行政協議会、南雲まさ子、寺嶋正。

神奈川県西部広域消防運営協議会、南雲まさ子、井上栄一。

新東名高速道路事業対策委員会委員、中津川定雄、古谷星工人。

地域福祉計画策定委員会委員、秋田谷光彦。

介護保険事業計画等策定委員会委員、平野由里子。

以上のとおりです。

議 長 委員等の選出については、ただいま朗読したとおりで相違ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

よって、各種委員会委員等については、お手元に配付した一覧表のとおり選出することと決定いたしました。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。休憩中に同意第3号、監査委員の選任について、町長より提出されましたので、この議案を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

同意第3号、監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

追加日程第5「同意第3号、監査委員の選任について」を議題といたします。

先に資料をお配りいたします。

(資料配付)

飯田一君に申し上げます。本件は、貴君に関わる件ですので、地方自治法第117の規定により退場を求めます。

(飯田一議員退場)

議 長 町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第3号、監査委員の選任について。次の者を監査委員に選任したいの

で、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。住所、松田町寄2325番地。氏名、飯田一。生年月日、昭和22年6月20日。

令和7年9月17日提出。松田町長本山博幸。

提案理由。議会選出の監査委員が令和7年9月17日付で退任することに伴い、後任の監査委員を選任するため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

採決を行います。同意第3号、監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。飯田一君の入場を許します。

(飯田一議員入場)

議 長 飯田一君に申し上げます。ただいま、貴君の監査委員選任が同意されましたのでお知らせいたします。

今、資料を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(資料配付)

追加日程第6として、「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。

委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。

委員長からの申出書とおおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出書のおおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。

委員長からの申出書のおおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出書のおおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。

委員長からの申出書のおおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出書のおおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第19「議員派遣について」を議題といたします。この件につきましては、議会閉会中の調査・活動等について今後の計画について、お手元に配付のおおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議会閉会中の調査・活動等に議員を派遣することに決定いたしました。

なお、日程、派遣議員に変更等が生じた場合には、議長に一任をお願いいた

します。

以上で、予定いたしました日程の全てが終了いたしました。これをもって、本定例会は閉会といたします。8日間にわたり、貴重な御審査ありがとうございます。

(16時46分)